75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度の保険料

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料などが、県後期高齢者医療広域連合で決まりました。

保険料

保険料は被保険者単位（個人ごと）で算定され、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と全員が負担する「均等割額」の合計額です。

平成20年度及び21年度の所得割額を算定する所得割率は100分の7・45、均等割額は39,860円で（図1）、限度額は50万円です。なお、県内は均一の保険料となります。

※保険料は県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、平成20年度・21年度の2年間は同じで、平成22年度に見直しが行われます。

図1　保険料の算定

所得割額	（総所得金額－33万円）×所得割率（7.45／100）
＋	
均等割額	39,860円
＝	
被保険者の保険料（年額）	

軽減

所得が低い世帯の方には、所得に応じて均等割額が軽減されます。（図2）

図2　保険料の軽減について

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額が下記の方が対象
7割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額（33万円）＋24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）＋35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

また、後期高齢者医療制度に加入する直前に、「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方は、激変緩和のため平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。

納付

保険料の納付は、原則として年金（年額18万円以上の方）からの特別徴収（天引き）となります。それ以外の方は、口座振替や納付書で町へ納める普通徴収となり、普通徴収の納期は、7月から3月までの9回です。

特別徴収に該当する方は、平成20年4月の年金受給時から、平成18年中の所得に基づいて仮に算定した保険料（仮徴収）の額を納めていただきます。また、平成20年度の確定した保険料（本徴収）の額は、平成20年7月頃にお知らせします。（図3）

図3　仮徴収と本徴収について

仮徴収	本徴収
4月（1期）　6月（2期） 8月（3期）	10月（4期）　12月（5期） 2月（6期）
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます。	前年の所得が確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

※年6回の年金支給の際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

なお、すでに特別徴収している介護保険料との合算額が年金額の1／2を超える場合は普通徴収となります。

後期高齢者医療制度の詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページでもご覧になれます。
http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/

◎問い合わせ
・町民課
☎内線274・247
・神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎045（440）6700

「参考」具体的な保険料の額の例

〔保険料は10円未満切り捨て〕

例1　基礎年金受給者
（基礎年金79万円の場合）

	均等割額	所得割額	合計保険料
年額	11,958円※1	なし	11,950円

※1　均等割額7割軽減

例2　厚生年金の受給者
（厚生年金208万円の場合）

	均等割額	所得割額	合計保険料
年額	39,860円	40,975円	80,830円

例3　社会保険に加入の子と同居し、被扶養者となっている者
（子の年収390万円・親の基礎年金79万円の場合）

	均等割額	所得割額	合計保険料
20年度年額	1,993円※1	なし	1,990円
21年度年額	19,930円※2	なし	19,930円

※1　20年度のみの国の特別措置
（4～9月負担なし　10～3月9割軽減）
※2　均等割5割軽減
（H20、21年度の2年間の緩和措置）

例4　夫婦とも後期高齢者世帯（75歳以上の世帯）
（夫78歳年金収入192.5万円、妻76歳基礎年金79万円以下の場合）

	均等割額	所得割額	合計保険料
（夫）年額	19,930円※1	29,427円	49,350円
（妻）年額	19,930円※1	なし	19,930円

※1　均等割5割軽減